

2010年(平成22年)7月27日 火曜日

Q 建材店をしています。商品を納品している取引先の経営が危ないと聞きました。もし破産した場合に売掛金を回収する方法はありますか。

取引先が破産…売掛金は？



破産した場合に売掛金を優先回収する方法です。

破産した場合には売掛金を優先回収する方法として①相殺による回収②担保権実行による回収③が考えられます。①の相殺は、あなたからの支払い分もあつたからの特権は、あなたが納品を得て支払時期を売掛した商品を受取る権利で優るとなり、その配当金は極めて少ないのが実情です。

担保権実行などで回収

管されていない場合には、納品しません。既に第三者に売却されている場合には、物上代位によって同売却代金を差し押さえる方法となります。

(2)の譲渡担保権は、担保権設定合意により取引先が所有する動産から優先弁済を受ける権利です。倉庫内に保管されている一定種類の動産など流動性のある集合動産にも設定可能です。(3)の所有権留保は、代金完済まで売り主が所有権を留保する特約です。支払いがなされないときには、納品した商品の取り戻しが可能です。このほかに、破産手続き前に相手方の了解を得て、あなたが納品した商品や同商品の売却代金債権の代物弁済を受ける等という方法もあります。債権回収のためには事前の対策が必要で、破産した場合に破産管財人による否認等が問題となる場合もありますので、事前に弁護士に相談して対応を薦めます。(弁護士 松田健太郎)